八幡平市週休2日工事実施要領

令和7年10月1日施行

(目的)

第1 本実施要領は、八幡平市が所管する工事において週休2日を確保する工事(以下、「週 休2日工事」という。)を実施するために、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 週休2日

- (1) 完全週休2日(土日祝)とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)(以下、「祝日に関する法律」という。)に規定する祝日に指定し、同一週にそれらに相当する日数以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、事前の協議等により、災害対応や地元調整等から土日祝の施工が指定された場合、悪天候により稼働日数が極端に少なくなる場合など、受注者の責によらず土日祝に施工を行わざるを得ない場合は、土日祝に代わる現場閉所日を同一週に指定するものとする。
- (2) 完全週休2日(土日)とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、事前の協議等により、災害対応や地元調整等から土日の施工が指定された場合、悪天候により稼働日数が極端に少なくなる場合など、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を同一週に指定するものとする。
- (3) 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (4) 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

2 週休2日交替制

- (1) 完全週休2日交替制(土日祝)とは、対象期間の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら、その週に含まれる土日祝に相当する日数以上の休日を確保する取組をいう。
- (2) 完全週休2日交替制(土日)とは、対象期間の全ての週において、技術者及び技能 労働者が交替しながら1週間に2日間以上の休日を確保する取組をいう。
- (3) 月単位の週休2日交替制とは、対象期間の全ての月において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。
- (4) 通期の週休2日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。

3 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

4 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所で の事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

5 週休2日の達成判断

(1) 完全週休2日(土日祝)とは、対象期間の全ての週において、土日祝に現場閉所されている状態をいう。受注者の責によらず土日祝に施工を行わざるを得ない場合は、 監督職員と事前に協議した上で、土日祝に代わる現場閉所日を同一週に指定するもの とする。

受注者の責によらず、悪天候の影響により、やむを得ず平日に現場閉所し、土日祝に施工が必要な場合があることから、1週間の定義は「月曜日から日曜日まで」を基本とする。土日祝に代わる現場閉所日を指定する場合は同一の週で指定し、1週間にそれらに相当する日数以上の現場閉所を行うものとする。また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間、祝日からその翌日に跨ぐ夜間で現場閉所が行っていれば、完全週休2日(土日祝)を達成しているとみなす。

また、営繕工事における1週間は、原則として土曜日から金曜日までの7日間とする。

(2) 完全週休2日(土日)とは、対象期間の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、監督職員と事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を同一週に指定するものとする。

受注者の責によらず、悪天候の影響により、やむを得ず平日に現場閉所し、土日に施工が必要な場合があることから、1週間の定義は「月曜日から日曜日まで」を基本とする。土日に代わる現場閉所日を指定する場合は同一の週で指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行うものとする。また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所が行っていれば、完全週休2日(土日)を達成しているとみなす。

また、営繕工事における1週間は、原則として土曜日から金曜日までの7日間とする。

- (3) 月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合(以下「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準の状態をいう。ただし、暦上の土日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。
- (4) 通期の週休2日とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%(8日/28日)以上の水準の状態をいう。
- (5) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

6 週休2日交代制の達成判断

- (1) 完全週休2日交替制(土日祝)とは、対象期間内の全ての週において、現場に従事 した技術者及び技能労働者の休日数が、その週に含まれる土日祝に相当する日数以上 の休日を確保した状態をいう。
- (2) 完全週休2日交替制(土日)とは、対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合(以下「休日率」という。)が、28.5%

(2日/7日)以上の水準の状態をいう。

- (3) 月単位の週休2日交替制とは、対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%(8日/28日)以上の水準の状態をいう。
- (4) 通期の週休2日交替制とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%(8日/28日)以上の水準の状態をいう。

(対象工事の選定及び発注方法)

- 第3 発注者は、全ての工事を週休2日工事の対象として発注することを原則とする。なお、発注者が週休2日工事に適さないと判断した工事は除く。
- 2 発注型式は、完全週休2日(土日) I型、完全週休2日(土日) II型とする。なお、社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、完全週休2日交代制 I 型又は完全週休2日交代制 II 型を選定できるものとする。

発注形式の種類は以下に示すとおり。

(1) 完全週休2日(土日) Ⅰ型

受注者が、完全週休2日(土日)の取組について、工事着手前に選択をし、選択結果 について発注者と協議する方式(月単位の週休2日は必須)

(2) 完全週休2日(土日) Ⅱ型

受注者が、完全週休2日(土日)及び月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式(通期の週休2日は必須)

(3) 完全週休2日交替制I型

受注者が、完全週休2日交替制の取組について、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式(月単位の週休2日交替制は必須)

(4) 完全週休2日交替制Ⅱ型

受注者が、完全週休2日交替制及び月単位の週休2日交替制の取組について、工事 着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式(通期の週休2日交替制 は必須)

3 営繕工事において、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

【第 I 編】週休 2 日工事

(積算方法)

- 第4 発注者は完全週休2日(土日) I型の積算にあたっては、完全週休2日(土日)を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで当初予定価格を作成するものとする。なお、現場閉所の達成状況を第8の規定に基づく週休2日実施報告により確認後、完全週休2日(土日)が未達成であるが月単位の週休2日を達成したものについては、月単位の週休2日の補正係数に変更し、また、月単位の週休2日が未達成のものについては補正係数を除した変更を行うものとし、契約書別記の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。
- 2 発注者は完全週休2日(土日) II型の積算にあたっては、完全週休2日(土日)を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで当初予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を第8の規定に基づく週休2日実施報告により確認後、完全週休2日(土日)が未達成であるが月単位の週休2日を達成したものについては、月単位の週休2日の補正係数に変更し、また、月単位の週休2日が未達成のものについては補正係数を除した変更を行うものとし、契約書別記の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。

3 補正係数

岩手県県土整備部週休2日工事実施要領(平成29年建技第399号、以下「岩手県要領」 という。)第4第4項の規定に準ずる。

(対象工事である旨等の明示)

- 第5週休2日に取り組む工事の対象とし、現場閉所の状況に応じて経費の補正を行う場合は、特記仕様書に対象工事である旨等を明示するものとする。
- 2 当初発注時点において、現場閉所による週休2日の対象外とする期間がある場合は、 対象外とする作業と期間を設計図書に明示するものとする。
- 3 工事契約後、完全週休2日(土日祝)の取組にあたって、受注者の責によらず土日祝に施工を行わざるを得ない場合は、土日祝に代わる現場閉所日を指定するものとしている。ただし、災害対応等で土日祝に代わる代替日の設定が困難であり、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。
- 4 工事契約後、完全週休2日(土日)の取組にあたって、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとしている。ただし、災害対応等で土日に代わる代替日の設定が困難であり、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。
- 5 やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とする。また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。
- 6 橋りょう上部工工事、機械設備工事、電気通信設備工事等の工場製作期間と現場据付期間を有する工事においては、現場据付期間のみを対象期間とする。

- 7 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、 やむを得ず休工日に作業する場合は休工日を翌日以降の作業予定日に振り替えできるも のとする。
- 8 工事施工中に生じた災害や予期しない現場条件の変化等、受注者の責によらない事情により現場閉所が困難となった場合は、監督職員と協議により週休2日交替制工事に変更することができる。
- 9 夜間作業など、出勤から作業終了まで曜日を跨ぐ場合、作業終了時間から24時間以上の現場閉所を確保できれば、現場閉所を開始した曜日を現場閉所日と取り扱うことができる。
- 10 休工日において、以下の場合は、現場閉所日として取り扱うことができる。
 - (1) 発注者が緊急の作業を要請した場合
 - (2) 現場見学会等の対応を行った場合
 - (3) 現場状況から通行規制が必要となり、交通誘導員を配置するものの、その他の一切の現地作業を行わない場合。
- 11 受注者は別紙1を参考に、週休2日工事である旨を工事掲示板等の公衆が見やすい場所に掲示するものとする。(A3判程度)
- 12 週休2日工事において交替制による週休2日工事を実施する場合、受注者は、施工計画書(当初)の提出前に、現場閉所が困難となる理由を示し、交替制による週休2日の実施について監督職員と協議するものとする。

(受注者の取組内容)

- 第6週休2日に取り組む受注者(以下、「受注者」という)は、施工計画書に工程表を 添付し発注者に提出する。
 - ・ 対象期間中、工事現場において所要の休日を確保し、工程表に休日を明示する。
 - 工程表で定めた休日においては、下請企業を含む工事現場の全労働者を休日とする。
- 2 受注者は対象期間中、やむを得ない理由で休日と定めた日に作業を行う場合は、代替日を設定し、事前に発注者と協議する。
- 3 受注者は毎月の工事履行報告書提出時において、実施工程表に休日取得状況(現場閉所 実績)を記入し、発注者の確認を受ける。
- 4 受注者は週休2日の実施により行われた経費補正を下請負契約にも反映させるものとする。

(発注者の取組内容)

- 第7 ウィークリースタンス等を徹底することにより、受注者の週休2日の取組に協力すること。
- 2 発注者は受注者に対して週休2日確保の取組に支障が出ないよう、全体工程に影響を与える工事立会や協議等については、迅速に対応するよう努めるなど、工程調整等に配慮し、工程(工期)の変更等に柔軟に対応する。
- 3 発注者は緊急性がある場合を除き、資料作成を含め現場閉所日における作業が生じるような指示等を行ってはならない。
- 4 発注者による現場閉所の状況の確認は月1回程度を目安とし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

(週休2日の実施報告)

- 第8 受注者は、週休2日の取組結果について、工事完成届を提出する日の20日前(土日 等含む)までに、現場閉所日が記載された実績工程表を監督職員に提出するものとす る。
- 2 受注者は、休日が確保されていることがわかる資料(下請企業を含む、作業日報や週報、 出勤簿等のいずれか)を監督職員に提示するものとする。
- 3 受注者の責により20日前までに実績工程表の提出がされない場合は、第9の規定を適用 しないとともに、第4の規定に準じ、補正係数を除した変更を行うものとする。

(工事成績評定における評価、達成証明)

- 第9 発注者は、週休2日の達成を確認した場合、工事成績評定において、当該各号に定めるとおり評価するものとする。なお、評価方法は、別途定める。
 - (1) 完全週休2日(土日祝)の達成 2点加点評価する。
 - (2) 完全週休2日(土日)の達成 1.5点加点評価する。
- 2 受注者は、現場閉所率が28.5% (8日/28日)以上の達成が確認できた場合、完成検査終了後に、発注者に週休2日達成証明書(以下「証明書」という。)の交付を請求することができる。ただし、八幡平市特定市営建設工事共同企業体要綱(平成17年八幡平市告示106号)第2条第3号に規定する共同企業体(以下「共同企業体」という。)が施工した工事においては、証明書の請求は、共同企業体の代表者が行うものとする。

【第Ⅱ編】週休2日交替制工事

(積算方法)

第10 発注者は、完全週休2日交替制I型の積算にあたっては、完全週休2日交替制を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで当初予定価格を作成するものとする。

なお、休日率の達成状況を第14に規定に基づく週休2日実施報告により確認後、完全 週休2日交替制が未達成であるが月単位の週休2日を達成したものについては、月単位 の週休2日交替制の補正係数に変更し、また、月単位の週休2日交替制が未達成のもの については、補正係数を除した変更を行うものとし、契約書別記の規定に基づき請負代 金額を変更するものとする。

2 発注者は完全週休2日交替制Ⅱ型の積算にあたっては、完全週休2日交替制を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで当初予定価格を作成するものとする。

なお、休日率の達成状況を第14の規定に基づく週休2日実施報告により確認後、完全週休2日交替制が未達成であるが、月単位の週休2日を達成したものについては、月単位の週休2日の補正係数に変更し、また、月単位の週休2日が未達成のものについては補正係数を除した変更を行うものとし、契約書別記の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。

3 なお、休日日数の割合(休日率)の算出方法は、以下による。

休日日数の割合(%) = 当該工事における休日日数/作業期間※

※ 下請けの場合、作業期間は施工体制台帳上の工期から対象外の期間を除いて設定する。

【休日日数の割合の平均(休日率)の算出例】

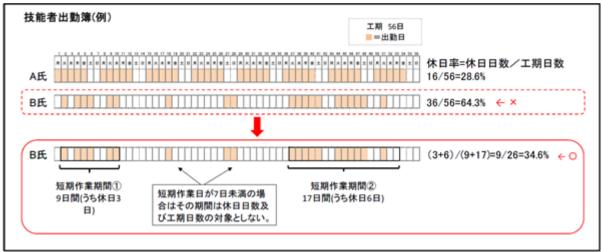
業者	氏名	工期日数	休日日数	休日日数の割合	平均
A建設		300	90	30.0%	
		300	80	26.7%	
	* *	300	84	28.0%	
		300	90	30.0%	28.9%
B建工(一次下請)	00	200	60	30.0%	
		200	65	32.5%	
C電設(二次下請)	××	100	25	25.0%	
					4週8休以上
工事着手前に確認				I	事完成時に確認

(表中の工期日数を作業期間と置き換えるものとする)

(引用:国土交通省東北地方整備局 週休2日交替制適用工事の試行における東北地方整備局の運用方針)

4 短期作業期間が偏在する作業形態の作業員については、短期作業期間のみを合計した期間を集計期間とし、短期作業期間と短期作業期間の間の作業のない中抜け期間は休日日数を算出する際の休日日数及び作業期間の対象としない。短期作業期間の定義は、作業日が7日以上ある場合とし、作業日が7日未満の場合は週休2日が成立しないことから、その期間は休日日数及び作業期間の対象としない。

【短期作業期間が偏在する作業形態の作業員における休日日数の割合の算出例】



(図中の工期日数を作業期間と置き換えるものとする)

(引用:国土交通省東北地方整備局 週休2日交替制適用工事の試行における東北地方整備局の運用方針)

5 補正係数

岩手県要領第10第5項の規定に準ずる。

(対象工事である旨等の明示)

- 第11 入札公告の際、特記仕様書に「完全週休2日交代制Ⅰ型」又は「完全週休2日交代 制Ⅱ型」の対象であることを明示するものとする。
- 2 工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して交替制による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。
- 3 やむを得ず交替制による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とする。
- 4 橋りょう上部工工事、機械設備工事、電気通信設備工事等の工場製作期間と現場据付期間を有する工事においては、現場据付期間のみを対象期間とする。
- 5 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、 やむを得ず休日に作業する場合は休日を翌日以降の作業予定日に振り替えできるものと する。
- 6 夜間作業など、出勤から作業終了まで曜日を跨ぐ場合、作業終了時間から24時間以上の 休日を確保できれば、休日を開始した曜日を休日と取り扱うことができる。
- 7 休日において、以下の場合は、休日として取り扱うことができる。
- (1) 発注者が緊急の作業を要請した場合
- (2) 現場見学会等の対応を行った場合
- (3) 現場状況から通行規制が必要となり、交通誘導員を配置するものの、その他の一切の現地作業を行わない場合。
- 8 受注者は別紙1を参考に、週休2日工事である旨を工事掲示板等の公衆が見やすい場所 に掲示するものとする。(A3判程度)
- 9 週休2日交替制工事において現場閉所による週休2日を実施する場合、受注者は、施工計画書(当初)の提出前に、現場閉所による週休2日の実施について監督職員と協議する

ものとする。

(受注者の取組内容)

第12 受注者の取組内容については、第 I 編第6の規定による。

(発注者の取組内容)

第13 発注者の取組内容については、第 I 編第7の規定による。

(週休2日の実施報告)

- 第14 受注者は、週休2日の取組結果について、工事完成届を提出する日の20日前(土日等 含む)までに、現場閉所日が記載された実績工程表を監督職員に提出するものとする。
- 2 受注者は、技術者及び技能労働者の休日率の達成状況が確認できる既存資料等(下請企業を含む、出勤簿、工事日誌、休日実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等)を監督職員に提示するものとする。
- 3 受注者の責により20日前までに実績工程表の提出がされない場合は、第15の規定を適用 しないとともに、第10の規定に準じ、補正係数を除した変更を行うものとする。

(工事成績評定における評価、達成証明)

- 第15 発注者は、週休2日(月単位及び通期)の達成を確認した場合、工事成績評定において、第 I 編の規定により評価するものとする。なお、評価方法は、別途定める。
- 2 受注者は、現場閉所率が28.5% (8日/28日)以上の達成が確認できた場合、完成検 査終了後に、発注者に証明書の交付を請求することができる。ただし、共同企業体が施 工した工事においては、第 I 編の規定による。

(その他)

第16 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則(令和7年9月29日市長決裁)

- 1 この要領は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 八幡平市週休2日工事実施要領(令和7年4月1日施行)は、廃止する。

工事現場における週休2日工事実施明示の例

この工事は、八幡平市週休2日工事です。

建設現場の働き方改革を推進するため、土曜・日曜・祝日の休工に取り組んでいます。

受注者 ○○建設㈱

電 話 0190-00-000

工事現場における週休2日交替制工事実施明示の例

この工事は、八幡平市週休2日交替制工事です。

建設現場の働き方改革を推進するため、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組んでいます。

受注者 ○○建設㈱

電 話 0190-00-000